

愛媛県特定希少野生動植物
トキワバイカツツジ保護管理事業計画

保護管理事業計画

I 計画の基本方針

トキワバイカツツジ *Rhododendron uwaense* H.Hara et T.Yamanaka は、ツツジ科バイカツツジ亜属トキワバイカツツジ節に属し (Yamazaki, 1993, 1996; 山崎, 1999)、溪谷沿いの林内あるいは林縁に生育する常緑低木である。

トキワバイカツツジは、1984年に宇和島市の山中で見つかり、国内には近縁種のないバイカツツジ亜属の新種として確認された。野生集団は、世界でも愛媛県宇和島市の1地域にのみ生育する極めて貴重なもので、大部分が国有林内で生育しており、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(以下「条例」という。)」により、特定希少野生動植物に指定されている。県は、この条例指定種について、特定希少野生個体の繁殖の促進やその生育地の整備等を図るため必要があると認める時は、保護管理事業を実施することとしている。

本管理事業計画は、その事業を適正かつ効果的に推進するための計画であり、関係機関と密接な連携のもと、トキワバイカツツジの生育状況を把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取の防止対策の強化を図ることにより、野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

II 生育地の課題

トキワバイカツツジは、常緑性ツツジとしては芳香があり、希少性が高いため、違法採取による個体数の減少や、遷移進行による光条件の悪化や自然災害による生育環境の悪化が懸念されている(愛媛県レッドデータブック, 2014)。

1 生育地の生育状況

トキワバイカツツジの自生地は、この地域ではごく普通の二次林であり、アラカシ-ツブラジイ林もしくはヒノキ-スギ林である(原・山中, 1984; Kurashige, 1998)。林内には炭焼用の石組みが残されており、かつては天然の薪炭林で、人の手が入って維持されていたと考えられるエリアに群生していた。

しかし、現在では、トキワバイカツツジの成木(3m以上)のほとんどは、光条件の悪い場所に徒長気味に生育しており、幼木(10~50cm程度)については比較的光条件の良好な場所に生育している。また、幼木と成木を確認することができるものの、中間的なステージの樹木(0.5~3m)は極端に少ない。

2 違法採取の懸念

トキワバイカツツジは、分布がきわめて限定されている県の固有種であり、

園芸的な価値があることから、違法採取による個体数の減少が懸念される。

Ⅲ 保護管理事業

1 目標及び推進内容

トキワバイカツツジの保全のためには、生育地を取り巻く環境を望ましい状態に改善し維持する必要があることから、以下の内容で当事業に取り組むこととする。

(1) 目標

トキワバイカツツジの生育地及び生育環境の確保

(2) 推進内容

- モニタリング調査の実施
- 望ましい生育条件の維持
- 増殖技術の確立と生息域外保全
- 関係機関等と事業者等との情報共有
- 条例の順守による保護対策
- 県民等に対する啓発活動

2 事業の区域

事業の区域は宇和島市におけるトキワバイカツツジが自生する区域とする。

また、新たな地域で生育が確認された場合は、生育状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

3 事業の推進内容

事業区域において条例の順守による保護対策を進めるとともに、トキワバイカツツジの生育する地域等においては以下の対策を推進する。

(1) モニタリング調査の実施

トキワバイカツツジの分布状況、生育地の環境の変化等についてモニタリング調査を継続的に行い、情報の収集及び解析を行う。

生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

(2) 望ましい生育条件の維持

トキワバイカツツジの安定した世代交代のため、生育に適した環境に改善するなど、トキワバイカツツジを取り巻く環境全体を良好な状態に保つ。

(3) 増殖技術の確立と生息域外保全

トキワバイカツツジの個体数が大幅に減少する事態に備えて、県内の研究機関等と連携して、トキワバイカツツジの増殖技術の研究・技術開発を推進する。また、トキワバイカツツジの生育環境が著しく悪化することが懸念される場合は、必要に応じて生息域外保全にも取り組む。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

トキワバイカツツジの生育地及びその近隣地域において関係機関及び開発等を行う事業者との情報共有を図り、開発又は自生地の変更による環境変化が生じる場合には、生育環境の保全に配慮した調整を行う。

(5) 条例の順守による保護対策

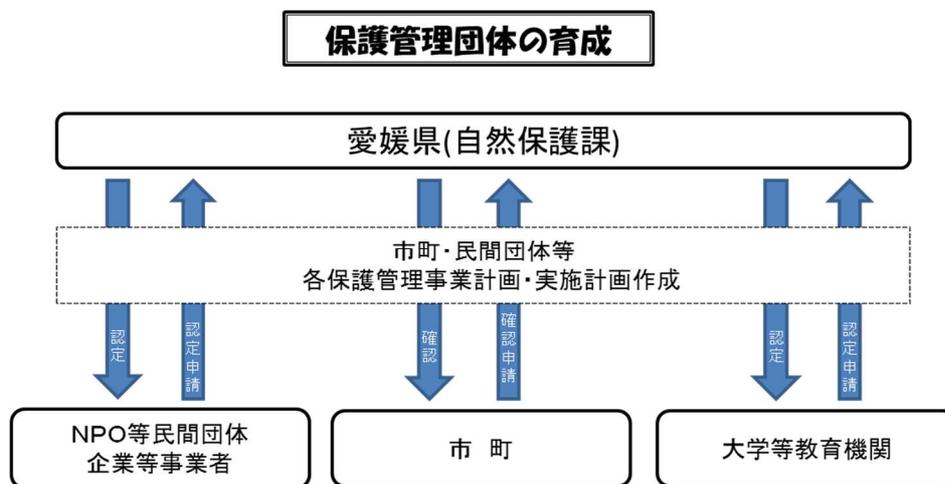
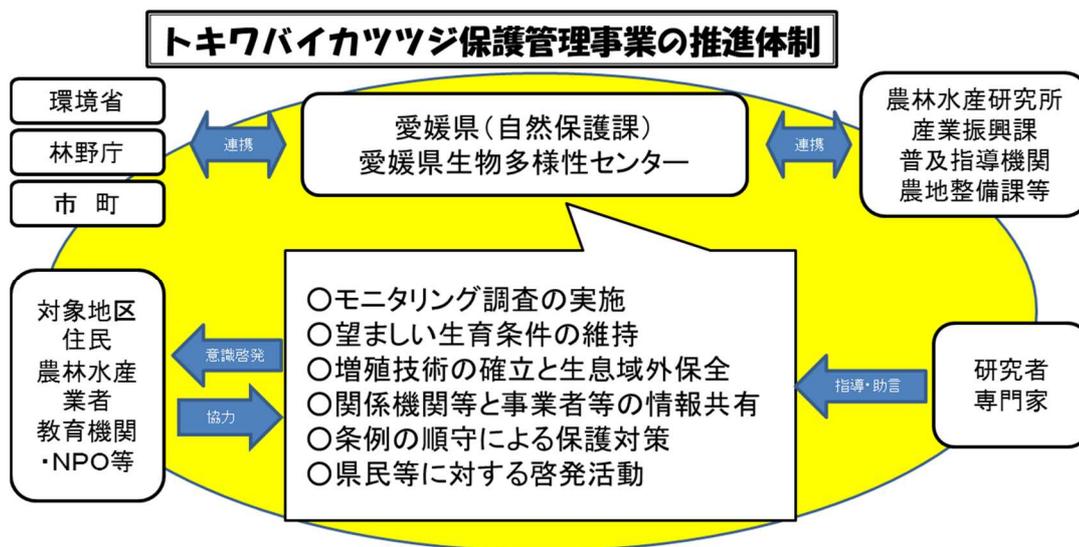
特定希少野生動植物の違法採取等の禁止についてパンフレットの配布等による意識啓発に努めるとともに、生育地の監視を強化する。

(6) 県民等に対する啓発活動

広く県民に対し、トキワバイカツツジの希少性及び重要性を周知するため、パンフレット等の配布、観察会の開催等の啓発活動を行う。

4 事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査及び保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、トキワバイカツジの保護管理活動を推進する。



IV その他

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。